

## 第3次笠間市環境基本計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、笠間市が発注する第3次笠間市環境基本計画策定業務委託の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関する必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 目的

本市では、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するため、平成19年度に「笠間市環境基本計画」を策定した。その後、平成28年度に「第2次笠間市環境基本計画」を策定し、「豊かな自然との共生 水と緑の里 かさま」を目指す将来の環境像として、様々な施策に取り組んできた。

令和3年度の計画見直しにおいては、令和2年度の「プラスチックごみゼロ宣言」による、ごみの減量化・リサイクルの推進や「2050カーボンニュートラルの実現」を取組方針として示し、取組の推進を図っている。

本業務は、令和7年度に計画満了となる現計画について、本市を取り巻く状況や、近年の国、県の動向、社会情勢の変化を鑑みて、笠間市環境基本条例第9条に基づき、「第3次笠間市環境基本計画」を策定するものである。

#### (2) 業務名

第3次笠間市環境基本計画策定業務委託

#### (3) 業務の内容

別紙「第3次笠間市環境基本計画策定業務委託仕様書」による。

#### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

### 3 委託料限度額

委託料の限度額（消費税及び地方消費税含む）は次のとおりとする。

令和6年度	令和7年度	総額
5,115,000円	4,928,000円	10,043,000円

※提案に際しては、年度毎に限度額の範囲内で見積金額を提示することとする。

### 4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公告日において、笠間市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までの間に、笠間市建設工事請負業者指名停止等規程に基づく指名停止又は笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者

であること。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 笠間市暴力団排除条例（平成 23 年笠間市条例第 26 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
  - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）において、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に準ずる環境基本計画策定業務（「以下「同業務」という。）を適正に履行し、完了した実績を有する者であること。
- (7) 本プロポーザルの公告の日において、3 月以上の雇用関係があり同業務に携わった実績を有する者を管理技術者及び主任技術者として選任し、本市との打合せに派遣できる者であること。なお、管理技術者及び主任技術者は、本業務完了まで原則として変更できないものとする。
- (8) 市税（笠間市に納税義務がある場合に限る。）県税（茨城県に納税義務がある場合に限る。）、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないこと。

## 5 実施スケジュール

内容	期日等
公告	令和 6 年 8 月 20 日（火）
質問受付	令和 6 年 8 月 26 日（月）午後 5 時まで
質問回答	令和 6 年 8 月 30 日（金）
参加表明書提出	令和 6 年 9 月 5 日（木）午後 5 時まで
参加資格確認結果通知書の送付	令和 6 年 9 月 11 日（水）
企画提案書提出	令和 6 年 9 月 20 日（金）午後 5 時まで
審査（プレゼンテーション）	令和 6 年 9 月 30 日（月）予定
結果通知	令和 6 年 10 月上旬予定
契約締結	令和 6 年 10 月中旬予定

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限  
令和6年8月26日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法  
質問書(様式5)により、電子メールでの提出のみとする。なお、送信後直ちに、電話にて提出した旨を提出先に連絡すること。
- (3) 提出先  
笠間市環境推進部環境政策課(15 担当部署参照)
- (4) 質問回答日  
令和6年8月30日(金)
- (5) 回答方法  
市ホームページに掲載する。その際、質問した事業者名は記載しない。

## 7 参加表明書提出

- (1) 提出期限  
令和6年9月5日(木)午後5時まで(期限厳守)
- (2) 提出方法  
電子メールでの提出のみとする。なお、提出書類はPDF形式で添付し、送信後直ちに、電話にて提出した旨を提出先に連絡すること。
- (3) 提出先  
笠間市環境推進部環境政策課(15 担当部署参照)
- (4) 提出書類(※押印不要)
  - ア 参加表明書(様式1)
  - イ 誓約書(様式2)
  - ウ 業務実績表(様式3)
  - エ 業務実施体制(様式4)
  - オ 「4 参加資格要件」(8)を証明する各納税証明書(公告日以降のもの)

## 8 参加資格確認結果通知

- (1) 参加資格確認  
「7 参加表明書提出」(4)の提出書類により、参加資格要件を満たしているか確認を行う。  
参加資格要件を満たしている者が5者以上の場合は、別紙「評価基準」①業務実績等における評価点の上位4者で審査(プレゼンテーション)を行う。なお、応募者が4者以下の場合は、参加資格要件を満たしている者で審査(プレゼンテーション)を行う。
- (2) 結果通知  
令和6年9月11日(水)
- (3) 通知方法  
結果にかかわらず参加表明書記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

## 9 企画提案書の提出

参加資格確認により審査（プレゼンテーション）を行うこととなった者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年9月20日（金）午後5時まで（期限厳守）

### (2) 提出方法

電子メールでの提出のみとする。なお、提出にあたっては、「いばらき大容量ファイル交換システム」を使用する。

「いばらき大容量ファイル交換システム」の使用については、担当部署から、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に、後日、送信されるメールの内容に従い、提出書類をPDF形式でアップロードすること。

※アップロード用のメールは令和6年9月10日（火）午前10時頃に送信予定

### (3) 提出先

笠間市環境推進部環境政策課（15 担当部署参照）

### (4) 提出書類（※押印不要）

ア 企画提案書（様式6）、別紙提案内容（任意様式）

イ 業務工程表（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

※「3 委託料限度額」を踏まえ、税込み金額で年度ごとの提案額及び、2か年の総額を明示すること。

※ 本業務に要する全ての費用について、単価、人員等の積算内訳が分かるよう年度ごとに記載すること。また、経費の内訳についても積算根拠が分かるように記載すること。

## 10 審査（プレゼンテーション）

企画提案書を提出した者は、以下のとおりプレゼンテーションを行うこと。

### (1) 審査委員会開催日

令和6年9月30日（月）予定

### (2) 会場等

会場及び時間等は、別途通知する。

### (3) 所要時間

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・質疑応答 10分程度

### (4) 参加人数

プレゼンテーションを行う者は3名までとする。

### (5) プレゼンテーション方法

提出した企画提案書をもとに行うこととし、記載のない提案の説明及び追加資料の提出は認めない。

プレゼンテーションで使用するパソコン等は提案者が持参することとし、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及び電源については市が用意する。

### (6) 審査方法

別紙「評価基準」に基づき、審査委員会において企画提案書等の内容及び見積金額で審査し、受託候補者及び提案者の順位を決定する。

委員の評価点の合計点が最も高い提案者を受託候補者とし、最高評価点が2者以

上の場合は、見積金額が低い者を受託候補者とする。

ただし、委員の評価点の合計点が満点（審査委員の出席数×150点満点）に対し60%未満の場合は、受託候補者として選定しない。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施する。

### 1.1 審査結果

プレゼンテーションを行った者に以下のとおり審査結果を通知する。

(1) 通知日

令和6年10月上旬予定

(2) 通知方法

電子メールによる通知及び笠間市ホームページに掲載する。なお、通知した日から起算して7日以内（休日を除く）にその説明を求めることができるものとするが、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

### 1.2 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 「9 企画提案書の提出」で示された提出期限、提出方法等書類作成上の条件に適合しないもの。
- (2) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (3) 見積書の金額が、「3 委託料限度額」を超過したもの。
- (4) その他、審査委員会が本実施要領に違反すると認めるもの。

### 1.3 契約

審査の結果、最高評価点の提案者を受託候補者とし、速やかに随意契約の手続きを行う。なお、契約にあたっては、あらためて見積書を提出するものとする。

ただし、受託候補者の失格が判明した場合又はその他の理由により契約締結合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて随意契約の手続きを行う。

### 1.4 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案書類等に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式7）を提出すること。
- (5) 提出された提案書類等は、受託候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、笠間市情報公開条例（平成18年9月29日笠間市条例第246号）に基づき取り扱う。

### 1.5 担当部署（提出・問合せ先）

笠間市役所環境推進部環境政策課 環境グループ 担当 持丸  
〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号  
電話：0296-77-1101 内線 125  
電子メール：kankyo@city.kasama.lg.jp